

## 第三八回

### 参第三二号

じん肺法の一部を改正する法律（案）

じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 予防及び健康管理（第五条 第二十三条）」を「第二章 予防及び健康管理等（第五条 第二十三条の四）」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 予防及び健康管理等

第二章中第二十三条の次に次の三条を加える。

（じん肺補償）

第二十三条の二 労働者がじん肺のため労働基準法第七十六条第一項の補償を受ける場合においては、使用者は、当該補償にあわせて、じん肺補償を行なわなければならない。

2 じん肺補償の額は、一年につき平均賃金の七十三日分とし、毎年支給する。

（準用規定）

第二十三条の三 じん肺補償に関しては、労働基準法第七十六条第二項及び第三項、第八十三条から第八十七条まで、第十一章、第百五条の二、第百六条、第百九条、第百十条、第百十二条、第百十三条並びに第百十五条の規定を準用する。

（命令への委任）

第二十三条の四 前二条に規定するもののほか、じん肺補償に関して必要な事項は、命令で定める。

第六章中第四十五条の前に次の一条を加える。

第四十四条の二 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第二十三条の二の規定に違反した者

二 第二十三条の三の規定において準用する労働基準法第七十六条第二項又は第三項の規定に違反した者

第四十五条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十三条の三の規定において準用する労働基準法第百六条又は第百九条の規定に違反した者

附 則

1 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の補償を受けている労働者に対するじん肺補償は、この法律の施行の日から行なうものとする。

## 理 由

じん肺が特殊な疾病であることにかんがみ、使用者は、業務上じん肺にかかった労働者に対して、じん肺補償を行なわなければならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。